

「所宿給銀」

当時各浦々の用件のため、城下町に出て

古之通田畠永代壳停止の旨被仰出一候。

質といふ。

未だ時の不便を少くするため、相談して定めていた所宿に対する謝礼と、藩庁から支給して貰つていただき考えらる。

所宿は、その浦々から藩庁下総より運上銀の中から控除するような方式ととつたようである。

明治時代になると、こう所宿はまだ残つていた。浦前から来る舟着場は近い船頭所の浜丁あたりには、泊出宿、中越宿、丹賀宿など、いの家がおぢこちにあつた。これに旅人宿の類ではなく、普通の町家でやつた。浦々から城下町に出来立人が一時休息したり、荷物を預けたり、時には泊めてもらうこともあつたであらう。

明治年代には、表、甘諸などを部落から贈つていたようであつたが、明治三十五六年頃以降無くなつたよう思ふ。

（三）「宿合」時には、「開闢」とも書いてある。庄屋さんの書

き役をしていた人であり、庵寺の僧又は氏神社の堂守の如き身分の人か当つていた。日々の日記から考えられる。

（かわり）

研究

梅牟礼城の作事について

— 中世山城の構築についての考察 —

会員 小野英治

寛永二十年の田畠永代壳禁令から、八十年経つ大吉宗の時代には、この禁令も有名無実になつて、左・嘉實は出来なかつたが質入札の形式は認められていたから、質流れてしまつと結局売買とおなじで、田畠の移動兼併は行われていたとのことである。

（以上）

尚序では佐伯史談第七十五号に掲載する筆の述、飯兩の都合から割愛した、田畠永代壳禁令と犯した時の延分を左に追記します。

田畠永代壳仕置

一 売主、牢舎の上追放。本人死に候時は子同罪。  
二 買主、過怠牢。本人死に候時は子同罪。  
三 番及売主の御代官又は地頭へ之を取上げ。  
四 諸人、過怠牢。本人死に候時は子に擱いなし。  
五 貨物取引候者、作り取にして、貨に置き候者より年貢役相勤め候得ば、永代壳固黒の御仕置、但し、願納

中世の山城である梅牟礼城の作事、（支川建築物方面の事については、現在これを知ることが非常に困難である。

梅牟礼城址の現状では、石垣や礎石と覺しきもの等全く存していぢいし、当時の絵図へ城郭と主とし左へ、あるひは、城郭の模様を伝える古文書等もなから、往時の姿を知る事が不可能視される。

しかし、はたして佐伯氏時代に於ける、梅牟礼城の復元が不可能であるか。私は次のよう文事から、お召程度の復元が出来るのではないかと考えている。  
日本の中世城郭には、いろいろと類似点があり、ほほ日本代の他の城郭絵画、文献、梅牟礼実録等を一應参考資料とするし、さらに現況、登極等によつても、概略当

時の城郭の模様が想像、推測されよう。

例えれば参考となる中世城郭とすれば、長篠合戦圖

（徳川美術館並ニ中津城天守閣）、やや時代が上るが、後三年合戦絵巻に所載國等がある。

母牟礼家録では「御櫓の物見窓」、「木戸」、「橋」、「櫓」、「桶」、「矢張」、「セツ振口」等々、城郭用語が出て来る。

母牟礼城址に石垣の多いのは、慶長年間、毛利高政が佐伯城の築城に際して運搬、これを使用したのであるといふのが定説となつてゐるが、私はこの点にいささか疑問をもつてゐる。中世の山城は概して石垣が用いられてはなかつたのが普通であつた。

自然の地形を最大限に利用したからであるが、近世城郭に見るようすを永え的要素のないから、山頂を削り取る、峰を掘り切る等の土木工事で事足りたのである。

建築物もそう重要視しておく、獨立小屋が多かつた。母牟礼城は矢狭間等開けられていたが、それも今日我々が見るところの近世城郭にある、白漆籠の立派なものではなく、荒廃の下地のままの母牟礼城で、その屋根も板、又はワラぶきといふ簡素なものであつたようだ。だからその遺址が近世城郭の佐伯城に比して、驚ろく程相違してゐるのである。もろん城内の建物は、殆んど板ぶきや草ぶきで、瓦屋根はなかつたようである。

では母牟礼城の石垣が、佐伯城は運搬、使用されたとする伝説はどういう事かといふと、私は、母牟礼城を破却し佐伯城を築いたと云ふより、誤まり伝えられた土のではないかと思う。それは旧領主の遺物へ城郭へはすべて壊し、運び去つてしまつたぞと云ふ領主の交代を領民に意識的に知らせるといつて、新領主の故意宣伝の意味もあつたものだろう。

### 参考文献

日本城郭考（古川重春著）

日本城郭史（鳥井玉林著）

（鳥井玉林著）  
城郭と王侯の足跡（伊藤千代著）

戦国武家事典（福宣史生編）

